

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	3,426,049 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	304 千円
支給実績（19年度決算）	3,669,787 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	322 千円

⑥ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)										
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者</td> <td>1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	13,000 円	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	4,048,341	253,052				
区分	手当の額														
配偶者	13,000 円														
子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。														
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅（新築又は購入から5年を経過していない場合）に居住する職員に対し支給。	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>自宅居住者</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための自宅</td> <td>1,750円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手当の額	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	自宅居住者	3,500円	別居する配偶者のための自宅	1,750円	借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 自宅 2,500円 別居する配偶者のための自宅には支給しない。	1,771,840	114,786
	区分		手当の額												
	借家等		[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)												
	別居する配偶者のための借家等		上記の2分の1の額												
自宅居住者	3,500円														
別居する配偶者のための自宅	1,750円														

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	千円 2,808,123	円 110,752
	区分	手当の額				
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額：1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで				
	交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～35,870円（自動車・バイク・自転車とも同額）。				
	特急列車、高速道の加算	通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。（加算限度額30,000円）				
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて6,000円～12,000円を加算。		異なる	〈国の制度〉 6,000円～45,000円を加算	千円 425,109	円 303,649
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	千円 663,769	円 194,311
	区分	手当の額(勤務1回につき)				
	医師・歯科医師	20,000円				
	病院(医師以外)	5,900円				
	一般の宿日直	4,200円				
	特別支援教育諸学校	6,900円				
警察	7,200円					
別管理職員特 別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。 勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。		同じ	—	千円 46,897	円 287,711
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。		同じ	—	千円 833,034	円 158,915
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。		同じ	—	千円 1,714,979	円 749,226
	職	支給額				
	部長級(行政職)	94,800円～130,700円				
	課長級(行政職)	59,000円～80,700円				
	学校の校長	53,400円～74,300円				
学校の教頭	34,700円～54,300円					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)											
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円 1,926,751	円 68,028											
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">世帯等の区分</td> <td colspan="3">世帯主である職員</td> </tr> <tr> <td>扶養親族のある職員</td> <td>その他の世帯主である職員</td> <td>その他の職員</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </table>					世帯等の区分	世帯主である職員			扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	その他の職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円
	世帯等の区分						世帯主である職員									
扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員	その他の職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円													
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>手当の額</td> </tr> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ144,700円～268,500円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ144,700円～268,500円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円								
区分	手当の額															
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ144,700円～268,500円															
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円															
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円															
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	千円 403,175	円 2,303,856											
務手当 特勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～2級地2/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円 6,664	円 102,529											
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 272,408	円 79,211											
農林業普及指導手当	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円 38,755	円 164,915											
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～3級地3/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円 45,267	円 71,738											
教員特別手当 義務教育等	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、5,000円から20,200円の範囲内で支給。	同じ	—	千円 2,770,161	円 152,583											
教育手当 定時制通信	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする校長、教諭に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭には2,000円を加算。	同じ	—	千円 69,907	円 249,666											
育手当 産業教	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭に対し、20,000円又は12,000円を支給。	同じ	—	千円 113,063	円 233,119											

(11) 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,282,000円
	副 知 事	988,000円
報 酬	議 長	988,000円
	副 議 長	864,000円
	議 員	807,000円
期 末 手 当	知 事	(20年度支給割合) 3.35月分
	議 長	(20年度支給割合) 3.35月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万2千円×在職月数×0.65 3,999万8千4百円 任期毎
	副 知 事	98万8千円×在職月数×0.45 2,134万8百円 任期毎
	備 考	知事の現任期に係る退職手当は支給しない。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。